

## 日本の対外経済戦略，展望

伊藤 隆敏\*

### 要 約

本章は、日本の対外経済戦略における基本的な課題を展望することを目的としている。貿易面では、日本の FTA 戦略を批判的に検討している。まず、世界の FTA の拡散が、FTA による貿易の深化と追求する側面と、他国が FTA を結んでいくために、差別される危険への防御的な反応の側面の二種類あることを、まず示す。日本は、農林水産品の関税引き下げ、外国人労働者の受け入れについて、長期的な国益の判断に基づく決断ができないために、スピード遅い、という問題がある。NAFTA や EU、さらに米・タイなどの二国間の FTA の拡散により、日本がアジアや世界の FTA ネットワークや FTA 地域拡大から取り残される可能性が出てきた。とくにアジアにおいては、中国によるアセアン諸国への積極的なアプローチが注目される。

人の移動の問題では、今後少子高齢化のなかで、人材不足が予想されるなか、優秀な外国人に就労機会を提供することは、送り出し国と日本の双方にとって良いことである。日本では、先進国のなかでは例外的に、30歳代の女性の労働参加率が顕著に低下している。仕事、子育て、両親の介護に時間をとられる女性にとっては、看護、介護、ホームヘルパーなどの職種を日本語ができて資格を持つ外国人が供給源になることは、仕事を続けることを可能にするだろう。

金融協力の側面では、アジア地域では、アジア通貨危機の教訓を生かす形で、チェンマイ・イニシアティブ (CMI)、アジア・ボンド・ファンド (ABF)、アジア・ボンド・マーケット・イニシアティブ (ABMI) など、政策的な金融協力の枠組みが作られてきた。CMI は、危機におちいった国の短期の外貨流動性を確保することを目的としたネットワークである。CMI によるネットワークは、一応当初の目的は達成したものの、規模の拡大、IMF とのリンク率の低下について、課題を残して、改訂交渉が続いている。ABF は、中央銀行の外貨準備の一部をアジア政府の発行する債券で持とう、という動きである。ABF 1 は、ドル建て債に投資していたため、通貨ミスマッチの解消にはならなかった。しかし、ABF 2 は現地通貨建て債券への投資を目指したもので、教訓を生かしたものになっている。ABMI は、アジア地域における資本市場を育成するために、障害を除去しよう、という政策的な協力の枠組みである。

アジアの新興市場国にとって、通貨と満期のミスマッチを避けつつ、実質実効為替レートの意味で安定的な為替レートを維持することは重要である。そのような制度として、バスケット通貨制度が提案されている。

\* 東京大学大学院経済学研究科教授

## I. イントロダクション

本章では、日本の対外経済戦略の基本的な課題を、批判的に、展望することを目的としている。まず、対外経済関係、という言葉の意味と、経済戦略の意味を明らかにしておこう。

対外的な経済関係は、貿易（経常収支勘定）と金融（資本勘定）に分けて考えるのが通例である。貿易はさらに、物の貿易と人の移動を含むサービス貿易に分けられる。金融も統計上は、株式、債券、短期資金、本支店間資金移動、直接投資など細分化することができる。直接投資は、生産設備の設置場所が移動して貿易に影響を与えることを考えると、必ずしも金融だけではない。また、直接投資も、相手国で資金を調達することができれば、国際収支統計のクロスボーダー取引としては、記録されない。対外経済関係を考える場合には、このように、統計的な概念と実質的な概念がときとして乖離することに注意しながら考察をすすめることが大切である。

日本が直面する対外的な経済関係は、過去15年の間に大きく変化した。第一に、WTOやIMFという世界的な枠組みと並行して、地域的経済統合の動きが加速化した。第二に、中国の台頭がある。第三に、日本経済が、「失われた10年」を経て、重要な構造転換の時期にさしかかっている、またそれが対外経済関係に大きく影響するようになった。

日本を取り巻く環境が大きく変わる中で、日本国内の対外経済関係を考える意思決定体制や戦略的意識の変化が、世界の変化についていないのではないかと、という不安が残る。世界では、EUやNAFTAが成立して、おおきな貿易ブロック形成が行われた。また、GATTがWTOに改組され、国際機関における交渉力が非常に問われる世界となっている。対外経済「関係」ではなく、対外経済「戦略」であるのは、

真の国益について、常に計算をしていく、ということである。それは、官僚のローテーションの任期（通常2年間）、政治家の選挙サイクル（通常4年以内）を超えた、長期的国益を考える、ということである。具体的にいうと、たとえ短期的にある国内生産セクターに損害があるようなFTA協定であっても、現在および近い将来の他のセクターもしくは消費者への利益が十分に確保されるようなFTA協定であれば、短期的な特定のセクターへの損害を補償しつつ積極的にこのFTAをおし進めるべきではないか、という意味である。そこでは、将来世代の国益（消費者利益、企業利益）の評価が重要だ。

さらに、国際機関におけるルールづくりへの参画も重要である。世界的な貿易、金融制度づくりについては、相手があるので、相手の戦略を考えなくては、日本の目指す成果の実現は難しい。したがって、グローバルな合意があれば、ファースト・ベストであるような成果（WTOの枠組みのなかでの世界的自由化）も、相手が「グローバルな合意」の責務を果たさない（EU、NAFTA）限りは、日本のみの努力では「グローバルは合意」（WTO推進）は実現しない。このようなとき、ある部分（EU、NAFTA）では相手の戦略は変わらないものとして考えて、日本の戦略を立てる必要がある。その結果、「ファースト・ベスト」は無理でも、せめて、「セカンド・ベスト」（アジアの地域統合）の成果を得るように考えるべきである。また、相手の戦略に影響を与えるように、日本の戦略をたてる（アジアの地域統合をちらつかせて、WTOの譲歩を勝ち取る）作戦もありうる。いわば、ゲーム理論におけるナッシュ均衡を考えるのか、より洗練されたゲームを考えることが重要だ。

日本が、長期停滞から復活を果たすために日本に残された時間は長くない。人口減少、企業

の海外生産基地の展開（空洞化），年金保険料の引き上げ，消費税増税などによる労働意欲の阻害，結果としての潜在経済成長率の低下が予想されている。相対的に日本の地位がアジアのなかで落ちていくことは間違いない。中国の経済規模が日本を追い越し，一人当たり GDP でみても，韓国や中国が日本に追いついてくるのは，時間の問題である。また，アセアン諸国の中所得国は，経済援助・協力を受け取る立場か

ら卒業しつつあり，工業化，自由貿易の推進へと，経済体制を転換しつつある。日本が世界第二位の経済力を背景に，国際舞台やアジア地域で，さまざまな影響力を行使できた時代は終わり，戦略的な思考が重要になってくる。いま日本は，どのように行動すべきかを考えるかについて，基本的な枠組みを展望するのが，本章の目的である。

## Ⅱ．FTA と WTO

### Ⅱ－1．FTA 類似概念の整理

自由貿易協定（FTA）という言葉は，いろいろな意味で用いられているので，まずその言葉の意味の整理をすることが必要である。FTA は，狭義には，協定を結んだ国同士，あるいは協定を結んだ地域に属する国同士の関税をゼロとして，数量制限をつけずに，自由な物の移動を可能にする協定という意味である<sup>1)</sup>。

狭義の FTA では，域外国へ適用する関税については FTA 締結国の間で，異なっても良い。しかし，域内国同士はゼロ関税である。そうすると，域外国から，関税の安い国経由で，FTA 地域全体に輸入品が入り他の域内国にも，実質的に関税ゼロで輸入される，という迂回貿易の可能性があるので，域内同士の「自由貿易」であっても，税関では，ゼロ関税が適用されるための原産地証明（一定の割合以上が，FTA 締結国内で生産もしくは加工されているということ）が要求される。その意味では，自由貿易協定とは，原産地証明の適用しだいでは，本当の「自由」貿易ではなく，きわめて煩雑な貿易になる可能性もある。

FTA とは異なるものの，複数国で，お互いの貿易を自由にするという概念に，関税同盟

（Customs Union，略して CU）がある。これは，CU に属する国が，域外国に対しては同じ関税率を適用する一方，域内国についてはゼロ関税とするものである。域外国に関しては関税率が同じなので，迂回貿易の心配がない。域外国からの製品，半製品であっても，どこかの国から（共通関税を払って）CU 域内にはいれば，そのあとは，原産地に関わらず，あたかも域内国で生産されたものと同じように流通することになる。したがって，関税同盟参加国同士の国境においては，原産地証明の必要もない。域内国の貿易は，FTA よりもはるかに，「自由」である。

FTA と CU をあわせて，貿易にかんする地域協定（RTA＝Regional Trade Agreement）と呼ぶこともある。WTO では，FTA と CU をまとめて，RTA とよんでいる。ただし，最近の FTA は，地理的に離れた二国間のものであるので，必ずしも「地域」という呼び名が適していない。また，FTA や CU さらに，それ以外でも，全世界向けの措置よりも優遇する特別措置をまとめて貿易優遇協定（PTA＝Preferential Trade Agreement）と呼ぶこともある。日本にとっては，シンガポールとの自由貿易協定（FTA）が

1) 自由貿易協定一般については，浦田（2002）が詳しい。また，日本の FTA 戦略については，浦田・日本経済研究センター（2002）が，シンガポールとの EPA が発効する答辞の状況についてよく解説・分析している。

日本にとって初めてのFTAとなったが、正式名称は、「自由貿易協定（FTA）」ではなく日本・シンガポール新時代「経済連携協定（EPA＝Economic Partnership Agreement）」である。これ以降のFTA交渉でも、日本では、EPAとよんでいる。これは、たんに物の移動について、関税をゼロにするということ以上に、投資やサービスについての規定、知的財産権や人の移動、紛争解決などにも踏み込んだ協定である、ということ、名前でも表したい、ということかもしれない。しかし、これは、世界的に確立した用語法ではなく、世界的には、このような、関税以外の経済統合に向けて自由貿易を推進するような措置がはいったものも、（広義の）FTAとよんでいる。自由貿易の議論が、たんに関税にとどまらず、経済の制度や税制、競争政策、さらには経済哲学そのものにまで踏み込むようになってきていることも、日本に限ったことではなく、世界的な傾向である。

## II-2. GATT/WTO24条

FTA, CUは、GATT/WTOの第24条で、域内国同士の貿易については、「実質的にすべて」（substantially all）の貿易品目の関税を撤廃（未来永劫ゼロ%を約束）すること、協定締結以前にくらべて他の国に対して（少なくとも平均的には）関税を上げないこと、などその許可の条件が定められている<sup>2)</sup>。「実質的すべて」の定義は、これまでの実績の解釈にゆだねられているが、自由貿易協定を結ぼうという二国間の貿易額の約95%（最低でも90%）の部分を、10年以内に、関税撤廃する。また、おおきな品目（たとえば農産品）を一括して除外することはない、というのが目安といわれている。しかし、そのような言い方の裏側には、一部の産品について、例外措置を認めていることになる。

日本に関して言えば、鉱工業製品の関税は、一部製品（革製品）を除いて、ゼロになってお

り、農業、水産業にいくつかの大きな高関税品〔たとえば米〕、低関税枠数量割り当て、輸入枠数量割当品が残っている。したがって、途上国にとって、日本とのFTAをおこなって、日本の関税の低下でメリットが得られるとすると、革製品と農業、水産業の関税引き下げ、無税枠の拡大などだけであり、日本が途上国から獲得するであろう鉱工業製品の関税引き下げよりも、金額的には小さな話になることが多い。

また、サービス貿易については、物の貿易のGATT24条にあたるのが、GATS5条である<sup>3)</sup>。サービス貿易についての地域的あるいは二国間の、特別の協定を認める条件を決めている。

## II-3. 世界規模でのFTAの急増

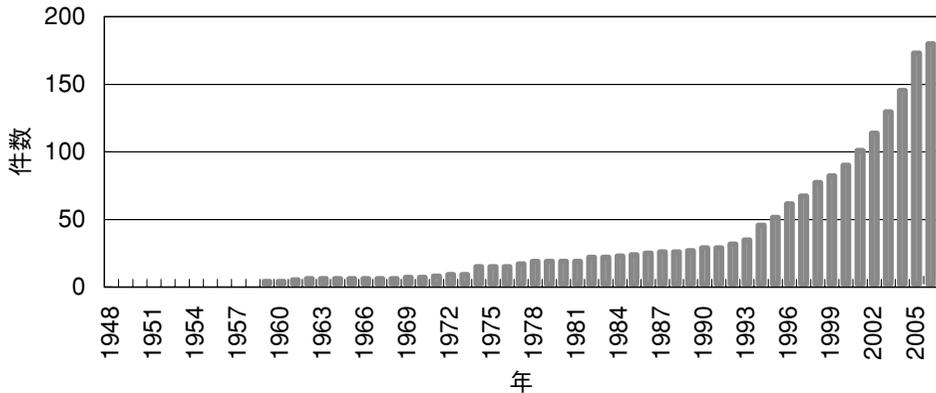
FTAなど、地域や二国間での優遇的な貿易協定は、WTOに届ける必要がある。先進国型貿易協定（GATT24条）あるいは、途上国型授權条項（Enabling Clause）、サービス貿易協定（GATS5条）などの条項を使っても、地域協定というのは、あくまでもWTOの精神の例外である。このような、条項を利用して届けられた、優遇的貿易協定の累計数が、WTOから発表されている。それによると、WTOにとどけられたFTA数は、図1からわかるように、1995年以降に急増している。1991年には、30だったRTAの数は、1995年には60、2000年には99と増え続け、その後増加のペースを速めて、2002年に125、2004年には、158に達した。（ただし、この数字は、通告のあったFTAが、その後廃止になったものを控除しているネットの数字である。）ただし、この数は、WTOに通告していないFTAがあることを考慮すると、おそらく過小推計であろう。

最近の傾向は、EU, NAFTAのような地域、つまり地理的に近接した国同士、のFTAやCUから、地理的に離れた二国間のFTAの数が増えていることである。日本・メキシコ、韓国・

2) [http://www.wto.org/english/docs\\_e/legal\\_e/gatt47\\_02\\_e.htm#articleXXIV](http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/gatt47_02_e.htm#articleXXIV)

3) [http://www.wto.org/english/docs\\_e/legal\\_e/26-gats\\_01\\_e.htm#articleV](http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/26-gats_01_e.htm#articleV)

図1 有効な FTA 等地域協定の累積数



チリ，アメリカ・シンガポール，アメリカ・オーストラリアなどのように，地理的には大きく離れた国同士の FTA が目立つようになったことである。二国間 FTA には，とくにタイが，タクシン首相の就任とともに，非常に積極的となり，15を超える国との交渉を行っている，といわれている。2000年に入って，これまで，FTA には関心を示していなかった，日本や韓国も，つぎつぎと FTA の交渉に入り，一部協定の署名にこぎつけている。しかし，方針転換もこれまでのところ，FTA の利益を追求するというよりは，世界中で，FTA や CU が増加するなかで，FTA の外にとどまり続けることとの不利益を痛感したためである。積極的に FTA を活用して，日本経済の活性化，日本の経済外交の武器にしていく，という国家的な意思決定があったわけではない。そのためか，日本の FTA の交渉スピードは，シンガポール，タイなど FTA に熱心な他国の場合に比べて遅い。

アセアン諸国の FTA (AFTA) は，関税率を下げることを努力を続けてはいるものの，進捗状況は，はかばかしくない。一部の国の特定産業（例，マレーシアの自動車）が，関税率引き下げを渋っているからである。しかしながら，いずれ AFTA がひとつの経済圏として，まとまることになるであろう。中国には匹敵しないものの，ひとつの大きな経済圏が形成される。

この AFTA との FTA を行うことは，日本にとって非常にメリットがある。アジアに展開する日本の企業の生産プロセスは，アセアン諸国のなかで，頻繁に部品，半製品をやり取りしながら，すべての半製品が最終組み立て工場にたどり着く，という生産工程をたどる。部品，半製品が関税なく，原産地証明も簡単に，アセアン諸国の間を行き来したうえ，製品もアセアン諸国のどの国にも無関税で売られることが重要である。日本は，アセアンの個別国との FTA は積極的に推進しようとしているものの，アセアン全体に対する FTA の提案，交渉開始では，日本は中国に1年遅れながら進んでいる。

#### II-4. 急増の理由

世界規模で FTA 数が急増した背景には，主要国における WTO の停滞への反動と，FTA のメリットの認識が挙げられる。1995年にウルグアイ・ラウンドが予定よりも長い年数をかけて上で，成立して，GATT が改組され WTO が発足した。WTO が発足したのち，新たな「ラウンド」を推進すべく努力が重ねられたが，進展は予定よりもはるかに遅れている。まず，シアトルで開催された閣僚会議で，新ラウンドの立ち上げをおこなうはずだったが，グローバリゼーション反対の街頭デモが混乱に拡大するなかで，会議がながれてしまった。その後もつぎつ

ぎに目標の期日をはずしている。一番最近の出来事では、2004年時点では、2005年12月の香港閣僚会議で、包括的な合意も目指すとしていたが、実際には、重要な事項（たとえば、農業分野の高関税に上限もつけるかどうか）については、結局先送りという結果になった。

WTO交渉の進展の遅れは、カバーする分野を削る方向に働き、たとえば、日本が重視していた「投資」の分野は包括的なラウンドの交渉からは、削られることになった。先進国の工業製品の関税率は既に、大きくひき下げられたので、新ラウンドは、広範な関税率引き下げの交渉とはならない。まだ先進国や途上国に残存する「高関税率」品の関税率引き下げや、農業の輸出補助金などの国内措置、などが交渉対象として残っている。しかし、対立が先進国同士の対立、先進国と途上国の対立など、複雑な様式となり、交渉の進展は遅い。高関税率品目は、そもそも政治的理由で高関税率だったのであり、そこに手をつけることは、国内の反発が非常に大きくなることが予想される。また、農業補助金問題もヨーロッパにとっては、大きな政治問題であり、これで、補助金削減を約束するなどの妥協が、容易に成立する可能性は低いと考えられる。本特集のなかの本間論文では、このようなWTOにおける農業問題の交渉の困難さについてまとめられている。

このようなWTOの交渉の停滞と反比例するように、FTAの数は急増している。WTOの交渉の遅れが、せめて地域レベルで、経済統合を推進することで、自由化の成果をあげよう、という勢いが増してきたのかもしれない。FTAの形成は、つねに、FTA参加国同士の貿易を増やすことで、参加国の経済厚生を高める、ことは明らかである。関税の引き下げ（ゼロ化）により、物の移動が自由になることで、比較優位の原則により生産の集中と生産性の向上が、ほぼ間違いなく起こる。したがって、経済厚生の面からは、FTAの参加国にとっては、ある時点時点では、これを進めるメリット（誘惑とといったほうがよいかもしれない）が大きい。し

かし、このようなFTAがばらばらに世界中にできると、究極的には、地域ブロック化に陥って、世界の貿易がかえって阻害されて、地球規模の自由化の妨げになる、というおそれがある。また、経済力・政治力の弱い地域がFTAから取り残されて、不利益を被る可能性もあるし、発展途上国にとっては、貿易を軸とする経済発展の可能性の芽を摘まれてしまう、という不平等の問題も生じる可能性がある。これらの問題は、実は1930年代の大恐慌時代には、貿易ブロック化が進行してやがて戦争につながった、との苦い教訓であった。それが、なぜいま、WTOの例外措置を言いながら、WTOの根幹を揺るがすようなFTAの拡散がおきているのだろうか。

ひとつの理由は、欧州の経済統合が政治統合に向かうなかで、EUが、大きな経済共同体として結実したことである。これはアメリカや日本やアジアから、WTO違反とはいえない政治力、規模と統合の深さになっているからである。さらに、アメリカは、1990年代初めにカナダ、メキシコとの間で、北米自由貿易協定(NAFTA)を完成させたことで、大きく自由貿易協定推進へと踏み出した。このように、WTOにおける2大勢力が、FTAを自らが推進する立場へ回ったことで、WTOにおけるFTAへの見かたは大きく変化した。

さらに、アメリカにおいて、NAFTA推進論者が、議会の反対派や懐疑的な経済学者を説得するときには、NAFTAの推進が、GATT(WTOの前身)に違反しないばかりか、究極的にはGATTの進展に寄与するという、議論を展開した。つまり、深い経済統合を地域で先行しておこなうことで、FTAが将来のGATT体制による世界的な貿易自由化の基礎 (building bloc) になるのではないかと、という考え方である。つまり、世界規模での貿易自由化は、なかなか進まない一方、政治的にも親密な関係にある国同士では、譲歩がしやすいのであれば、まずそのような「仲間同士」で、深い経済統合を実現する。その後で、自由化を実現したグループが、

ヨーロッパ，北米，南米，アジア，というようにできれば，深化した経済統合相互の FTA を交渉することで，結果的には地球規模の深い自由化が実現するであろう，このような論理である。

さらに，このような FTA は WTO の基礎になる，という論理の影には，より利己的な利益（短期的な国益）を追求しようという動機があるのかもしれない。つまり，先進国や途上国の一部には，経済統合を進めることで，大きな経済圏を形成することの利益を認識して，「戦略的」に経済統合を指向する動きもある。EU の 25カ国への拡大は，既存の EU15カ国にとっては，ドルの価値の変動に振り回されない経済圏を確固として築くことができる，また民主主義，政治的価値観の共有（戦争をしない）地域の拡大は，地域安全保障にもつながる，という動機が働いているといえる。そこでは，EU 拡大が，WTO の基礎になるかどうかは，議論の対象にはならない。また，ある地域を FTA または CU で「囲い込む」ことで，域外国に対して競争上優越的な地位を築こう，という意図が見え隠れする。この「囲い込み」とは，単に関税ゼロの貿易圏を作ることで，貿易量を増やし，資源の安定供給先を確保する，安定顧客を獲得する，ということだけではない。製品規格の標準化，安全基準の統一，ビジネス書式の統一，さらには，営業の許認可の相互認証，などが行われると，域内国の企業のビジネス・チャンスは大きく広がり，コストの削減が可能になる。FTA や CU の構成国がその地域の拡大の理由としては，WTO の基礎となる，あるいは，大きな市場を構成することで，域外国にも利益がある，という点は強調するものの，域外国に対して優越的な地位を築く，ということは，（戦略上不利になるので）広報も，宣言しない。しかし，意図しているかどうかは別として，少なくとも，結果として，そのようなことが起きる場合があることは否定できない。

## II-5. アジアの事情

一方，世界規模で見ても，アジアにおける FTA の急増には，他の地域とは異なる理由がある。第一に，アジア通貨危機が，アジアにおける経済的な「連帯」の必要性をアジアのリーダーたちに強く認識させたことである。一国へのショックはほかの国にも波及するので，おたがいに協力してショックを防ぐ重要性についての意識が共有されるようになった。第二に，EU や，NAFTA の「蚊帳の外」にいることの，実害が実感されるようになってきた。これは，域外国として，EU や NAFTA への輸出で不利益を被ることの実例が出てきたことである。日本も，NAFTA や EU の高関税の壁に対しては，むしろ域内に製造拠点をもちことで対応してきた。しかし，重要部品，少量生産の高付加価値品は，最後まで日本での生産を守る必要があり，そこで不利益が実感されるようになってきた。第三に，域内貿易比率が上昇しており，より深い統合のメリットが実感されるようになってきた。第四に，アジア地域の協力，統合には，従来否定的であった中国が，通貨危機のあと，非常に積極的になった，という変化がある。大きな市場であり，また高成長をとげる中国抜きにはアジアの経済統合は，あまりメリットが大きい。

第一に，アジア通貨危機（1997-98年）では，タイに始まった通貨危機が，アジア域内に大きな危機の伝播を生じさせたことから，アジア域内の各国で，金融協力の重要性が認識されるようになった。アジア通貨危機のきっかけとなった1997年のタイの通貨危機の收拾にあたっては，日本と IMF は，共同で緊急融資を実行した。また，1998年には日本は，新宮沢構想として低利融資の仕組みを導入したり，さらには2000年に，チェンマイ・イニシアティブという名の下で，危機対応の二国間通貨スワップ協定網の構築を決定して，2003年までに，基本的な協定網を完成させて。これらのイニシアティブは，アジア域内でも，高く評価されている。このような金融協力とならんで，貿易面でも，大きな経

经济圈をつくるのが、効率的生産に重要であることもしだいに認識されるようになった。日本がアジア諸国との FTA 推進に大きく舵を切ったのが、2000年前後である。2002年には、日本としては初めてのシンガポールとの自由貿易協定を締結して、その後、メキシコとの協定締結を行った。さらに2005年12月には、マレーシアとの協定締結にいたっている。しかし、タイ、フィリピンとは2004年に大筋合意ということになったものの、その後最後の詰めのところ意見が合わず、2006年1月現在、協定締結には至っていない。日本がアジアにおいてさえ、積極的に FTA 網を構築できない最大の理由は、農業問題である。日本の工業品の関税はほとんどのもので、ゼロに近いので、日本とアセアン諸国の FTA 交渉では、関税だけをとり、アセアン諸国が日本の農産品の関税引き下げを要求してくるのは当然である。しかし、日本は、政治的な理由から、農産品の関税引き下げ、低関税率枠としての数量割り当ての拡大には、非常に慎重である。日本とアセアンとの交渉における農業問題については、本特集の本間論文を参照されたい。

第二にアジアが FTA に積極的になった理由は、世界のほかの地域で FTA が盛んになることで、不利益が実現するようになったことである。一番わかりやすい例が、メキシコである。メキシコは NAFTA の一員として、アメリカやカナダからゼロ関税が自動車部品を輸入して、車を組み立て、ゼロ関税でアメリカに輸出することができる。また、EU との自由貿易協定を締結することで、ヨーロッパの自動車メーカーもメキシコに工場を建設して、部品をメキシコにヨーロッパからゼロ関税で輸出して、メキシコで組み立て、アメリカにゼロ関税で輸出することができる。(ただし、部品の割合が一定割合以下で、原産地規則を満たすことが前提。)ところが、日本の自動車メーカーは、メキシコの工場を組み立てる自動車の部品を日本から輸出するときに、20%から40%の関税がかけられることで、米メーカーや欧メーカーにたいして、

競争上不利な立場におかれてきた。そこで、日本政府は、財界から押される形で、メキシコとの交渉を急ぎ、2005年4月に発効した。日本・メキシコの FTA は、防御的な FTA であるといえる。

日本以外のアジア諸国も、積極的に FTA 交渉を行っている。アセアン諸国のなかでは、シンガポールとタイが積極的で、二国間 FTA を積極的に締結してきた。中国もアセアン諸国にたいして、中国とアセアンの FTA を呼びかけて、交渉入りしている。これらも、FTA により大きな経済効果を得ようとするものと、他の国が FTA を締結することから来る不利益を軽減しようという防御的理由のものが、混在している、といえる。

第三に、FTA 締結の前提である、アジア域内貿易比率が最近上昇してきている。域内貿易比率は、ヨーロッパでおおよそ60%、NAFTA で55%程度であるが、アジア(日本、台湾を含む)においても50%程度まで上昇してきている。域内貿易比率が高いことは、自由貿易協定を締結する大きなインセンティブになる。つまり、経済統合による経済効果が大きいはずである。しかも、産業間のみならず産業内の生産過程が細分化(Fragmentation)することで、さらに域内貿易が活発化することが明らかにされている(木村・安藤論文)。

第四に、政治的な理由がある。これまで、アジア地域の協力、統合には、従来否定的であった日本と中国が、競うようにアジア地域での自由貿易協定を推進している。アジア通貨危機の直後までは、とくに中国は地域的な経済統合には、消極的であった。たとえば、タイの通貨危機のあとに、日本が「アジア通貨基金」構想を提案したときも、中国はアメリカ、IMF とともに、反対に回ったことがある。ところが、2000年にチェンマイ・イニシアティブを推進することが、決められた時点までには、中国は域内の役割に積極的になる、という政治的転換を果たしていたと考えられる。中国が政治的にもアジアに傾斜する、ということは、アジア域内の経

済統合の過程にも大きな影響力を持つことになる。特に、中国はアセアン諸国に接近して、アセアン全体との自由貿易協定を提案し、先行品目（Early harvest）として、一部農産品の自由化を交渉・実行してきた。さらに、その後の交

渉過程でも、ASEAN+1（アセアンと日中韓のうちの一カ国）のFTA協定でも、一番交渉の程度が進んでいる。中国は、中国経済の大きな市場と成長力を背景に、アセアン諸国との貿易関係の強化を急いでいる。

### Ⅲ．FTAの利益

#### Ⅲ－1．経済的・政治的利益

FTAを進展させることには、経済的な利益と政治的な利益がある。まず、FTA締結国同士は、貿易が盛んになることで、輸出産業を中心に経済の成長を促進することになる。FTAを締結する二国あるいはFTA地域に属する国にとっては、両国にとって、国全体としてみる限り、双方にとってよいことである。つまり、経済活動が活発化して、FTA締結の両国の成長率は高まるような、win-winの関係である。FTA締結国からの関税を下げることによる、輸入の増加（国内生産者への打撃）については、FTAのコストと捕らえるのが通例ではあるが、本来は消費者への利益の向上と相殺にしくはない。

また、域内国だけに関税の引き下げを行うことから、域外国からの輸入が域内国からの輸入にとって替わられる可能性がある。これを、貿易転換効果といい、域内国の生産者にとっては利益があがるが、域外生産者にとっては不利益、域内消費者にとっても、必ずしもメリットがあるとは限らない（関税を撤廃すれば、より安い製品を域外国から輸入できる）。

また、域内国の生産が上昇することで、所得も上がるので、所得効果が働き、FTAがない場合に比べて、域外国からの輸入も増えるはずである。これを貿易促進効果という。したがっ

て、FTAが形成されることで、第三国（域外国）の生産・輸出が増加するかどうかは、貿易転換効果と貿易促進効果のどちらが大きいかによることになる。

しかし、FTAによる経済統合の促進は、たんに経済面のメリットにはとどまらない。より深い経済統合がすすむことで、政治的な安定にもつながると考えられる。ヨーロッパの経済統合が計画された初期の段階で、すでに、二度とヨーロッパ大陸に戦争を起こさない、ということが、目的のひとつとして意識されていたことは、よく知られている。

さらに、最近のFTAでは、経済的・政治的な原則を盛り込むことで、自分の国の経済哲学の押し付け、自国の企業の商圏の拡大など、FTAを政治経済的に利用しようとする背景もある。また、政治的な安定の基盤としてのFTA協定の役割も、とくに小国の場合には、認識されているようだ。たとえば、アメリカの二国間FTAには、「資本規制を未来永劫とらない」という条項が組み込まれている。シンガポール、オーストラリア、チリ、などが、この条項に合意した。これは、アメリカからの直接投資やポートフォリオ投資が、万が一にも回収できなくなるような資本流出規制がかけられる可能性を低くしよう、という意図があると思われる<sup>4)</sup>。日本は、シンガポールとのFTAでは、このような

4) また、シンガポールでは伝統的に、チューインガムを輸入したり、公共の場で噛むことを禁止していた。しかし、シンガポールとのFTAで、アメリカは、チューインガムの輸入解禁にこだわった。「薬用の」チューインガムに限り、輸入を解禁させた。

条項は要求しておらず，アメリカのほうがはるかに実利的であるといえよう。

中国によるアセアンとの FTA は，経済的な利益よりも，政治的な安定を優先させる姿勢が鮮明である。中国は，アセアンの国に対して，経済的な便益では，アセアン諸国が得るもののほうがはるかに大きい，ということを手脳交流や貿易大臣会合などで，常に説得しているという。また，農業分野では，かならずしも自国の農業セクターの利益にはならない先行自由化（early harvest）を行うなど，中国は，アセアン諸国へのアプローチを強めている。これも，中国が，たんに経済的な利益だけを追求しているようには見えない。

アセアン諸国のなかでは，シンガポールについて，タイが，FTA の推進に熱心だが，これは，もっぱらタクシン首相の強力なリーダーシップによるところが大きい。首相みずからが，音頭をとって，多くの国と同時に交渉をすすめている。これも，政治的な決断が，FTA への大きな力になっていることの一例である。

FTA では，WTO ではなかなか難しい「深い統合」を実現する可能性がある。これは，利害をともにする隣国との間では，社会・文化的には似ているので，深い統合（制度や税制の統一化など）を実現する素地があることによる。隣国のためなら，という理由で，対世界では実現できないような，制度や文化に踏み込む「深い統合」を実現することができるかもしれない。

また，FTA 交渉は二国が合意すればできるので，WTO 交渉に比べて，交渉のスピードが速い。交渉のなかの，ギブ・アンド・テイクの作業は，WTO 交渉に比べて，複雑ではなく，それが速さに貢献しているといえる。

FTA の積み重ねは，世界のあちこちに，深い統合の小さな地域を作り，それが拡大することで，やがて深い統合が世界規模でも実現するであろう，と考えることもできる。

FTA（EPA）で，世界規模 WTO ではできない，困難な貿易の深化（たとえば人の移動の自由化）などを行い，そのメリットを実感してか

ら世界規模に拡大。深い FTA がいくつかできれば，それが世界標準になっていく。FTA はいわば，WTO の「特区」であり，「特区」が世界に広がれば，それが自然に WTO につながっていく。つまり，FTA は WTO 構築の材料を提供する。FTA の拡散は，後の WTO 交渉にも，「深い統合」の面で好影響を与えると考えられる。

### Ⅲ－２．FTA の不利益

前節では，FTA の利点について，簡単に解説したが，FTA の拡散に不利益がないわけではない。第一に FTA の推進が WTO のような世界規模の自由化の妨げになるのではないかと，いうリスクは大きい。世界規模での深い自由化（ゼロ関税品目の拡大，非関税障壁の撤廃，通関の簡素化，サービス貿易の自由化，など）が実現すれば，それはすべての国にとって，最善である。経済規模も拡大するし，多くの企業にとっては，市場拡大のチャンスである。また，WTO の交渉は，全世界的に適用されるので，いったん合意されれば，きわめて迅速に自由化を実現できる。FTA 網でカバーする場合には，合計交渉時間は，何倍もかかる。

第二に，二国間 FTA 交渉では，財・サービス貿易のカバーの範囲，例外品目，原産地規則などで，それぞれ特有の条件をつけることが一般的である。これは，二国間で，交渉の中で，ギブ・アンド・テイクが行われて，特有の条項が入ってくるためである。したがって，A 国と B 国が FTA を締結し，A 国と C 国が FTA を締結したからといって，B 国と C 国が同じ条件で FTA を結ぶことには全くならない。さらに，たとえ B 国と C 国が FTA を結んだからといって，A 国，B 国，C 国が，FTA 地域を形成して，この国同士の間では同じ条件で財・サービスが行き来できることにはならない。米カナダ自由貿易協定，米メキシコ自由貿易協定があっても，北米自由貿易協定（NAFTA）はまた別に交渉されなくてはいけなかったことがこの問題をよく表している。NAFTA ができた後でも，アメ

リカがカナダに要求する原産地規則とメキシコに要求する原産地規則は必ずしも同じではない。

このように FTA が重なり合えば合うほど、自由貿易が広がるのではなく、逆に煩雑な原産地規則が絡み合って、よけいに不自由になる可能性すらある。これを、FTA 拡散による混乱、スパゲッティ・ボウル効果、と呼んでいる<sup>5)</sup>。

第三に、極めて官僚的な問題として、FTA 交渉が進めば進むほど、WTO 交渉に割くことのできる人材が減ることによる交渉の停滞も考えられる。

第四に、FTA といっても、例外品目も認められ、かならずしも、100%の品目の関税がゼロになるわけではないことはすでに述べた。GATT24条で、実質的にすべての貿易を自由にすることが求められているものの、一般慣行と

して、貿易額の95%（最低でも90%）がゼロ関税でカバーされていれば、FTA としては問題ない、と考えられている。したがって、自由貿易協定が、真の自由貿易を実現しない、という批判も、一般論としてはありうる。

第五に、FTA が、どちらかという、中所得から先進国によって積極的にすすめられていることから、最貧国は、このような先進国・中所得国の FTA 拡大にとりのこされるのではないかと、いうおそれがある。FTA の拡大は、たしかに、その域外国にとっては不利益になることが多いので、このような批判ももっともである。一方で、高関税を課して、自由な貿易を阻害しているのは、低所得国に多く、自由貿易に積極的にならないのは、自らの問題である、ともいうことができる。

## IV. 日本にとっての FTA

### IV-1. FTA の経済的利益

つぎに、日本にとっての、FTA 推進のメリットを考えてみよう。まず、FTA の経済的なメリットはあきらかである。進めることの利益もあるし、遅れることの不利益もある。さらに、FTA の政治的な面も、しだいに重要になってきている<sup>6)</sup>。

進めることの利益としては次のような点が考えられる。まず、海外生産を展開する日本の製造業企業の生産プロセスに大きなプラスとして働く。いまでは、日本企業は、アジア全体に生産ネットワークを築いて、おおくの半製品の生産を各地で行っている。原材料から最終組立工場にたどり着くまでに、数カ国を転々とすることも珍しくない。人材や技術が一番優れている国・地域に生産を集中することで、製品精度を高め、規模の利益を享受することができる。こ

のような複雑な生産プロセスが、関税や非関税障壁に阻まれることなく行われるためには、自由貿易協定により、自由な財・サービスの移動が保障されることが重要である。アジア地域全体に、日本をハブとする自由貿易協定を広げることは、日本の製造業の優位性を保ち続けることに非常に重要なステップである。

第二に、投資協定、法制の整備、認証・基準の日本と整合的なものを広めることで、貿易のみならず、日本からの投資が拡大する。自由な財・サービスによる利益をさらに高めることになろう。また、このような投資の拡大は、雇用機会の提供や国内の法人税、付加価値税の支払いなどを通じて、投資の受入国におおきな利益をもたらす。また、このような投資の受け入れの効果は、なにも発展途上国に限るものではなく、日本が投資の受入国になっても大きな利益

5) FTA の拡散への警鐘は、Krueger (1997) や Bhagwati (2002) の展望論文を参照。

6) FTA の重要性については、内閣府 (2005) でも強調されている。

がある。権，深尾，伊藤恵子（2006）では，対日直接投資が，日本の産業のTFP生産性上昇を引きあげた，ことを示している。ただし，生産額や雇用への影響は明らかではない。もともとTFPが高い企業にM&Aをして，無駄な雇用や設備を処理して，生産性をさらに高めている，という可能性が示唆されている。

さらに，輸入製品の拡大は，国内における価格の下落圧力として働き，間違いなく，日本の消費者の厚生を向上する。また，サービスの輸入も考えられる。これは，海外におけるサービス生産の輸入（プログラム開発・維持，電話応答サービス）や，人の移動（外国人労働者の受け入れ）は，日本では稀少な技術を持つ人材から生み出されるサービスを消費者が享受できるということである。とくに今後，日本が少子高齢化社会のなかで，経済の活力，潜在成長率を高く維持していこうというときには，このようなサービス輸入の拡大は，非常に重要な手段となる。FTAは，そのプロセスを秩序だてて拡大する良いきっかけとなる。

FTAの拡大により，アジア諸国の関税を下げさせることは，日本における最先端技術の「空洞化」防止にもなる。関税が高いがために相手国に直接投資をしているような場合には，関税を低くさせることで，生産基地を日本に引き戻す（あるいは第三国に集中する）ことが可能になるからである。FTAは国内の投資生産の拡大にもつながる。

さらに，FTAが遅れることの不利益も考える必要がある。第一に，他の経済圏がFTAでまとまることで，その経済圏に対する日本からの輸出だけが，差別的関税を課されるという可能性がある。まさに，メキシコで起きたことである。メキシコは，NAFTAに参加することで，

メキシコからアメリカへの輸出の多くが（原産地規則を満たすという条件のもとで）ゼロ関税になったのと同時に，アメリカからメキシコへの半製品（例，自動車パーツ）にも，関税がからなくなった。一方，メキシコは欧州とのあいだでもFTAを締結することで，欧州企業も同様のゼロ関税の半製品輸出を可能にした。

一方，日本はメキシコとの間で，FTAを締結していなかったために，大きな不利益をこうむることになった。2000年頃に，メキシコとFTAがないことによる日本の製造業の不利益は，6,000億円と推計されていた。一方，メキシコとFTAを締結することで，「損害」を被る農業部門の不利益は，4,000億円といわれていた。しかしながら，後者の損害の一部は，消費者の利益であり，この比較は，必ずしも適切なものではなかった。それでも，メキシコにおける日本企業の不利益の認識は政府を動かして，メキシコは日本の第二のFTA相手国になった。

FTA交渉が遅れることの不利益は，アジアではまだ顕在化していないものの，将来は，これが大きな問題になる可能性がある。それは，中国がアセアンとの自由貿易協定に積極的であることから，中国・アセアン自由貿易圏が形成される可能性が極めて高いことによる。さらに，日本と韓国のFTAの可能性が低くなるなかで，韓国がアセアンとの交渉を優先させている<sup>7)</sup>。日本抜きのアセアン・プラス・2のFTA地域ができる可能性すら出てきた。そうなれば，日本企業が，関税や非関税障壁のみならず，投資や税制などでも，極めて不利な立場に立たされる場面が多くなることは，容易に予想がつく。

アセアン諸国の間では，対中国への輸出が急増（変化率）しており，中国を有望な市場として魅力を感じずる流れが定着している。一方，額

7) 韓国が日本とのFTAに積極的ではなくなった理由としてはいくつか考えられる。第一に，歴史問題を中心とする政治的な緊張が経済的な提携にも影を落としている。第二に，韓国は日本に対しては貿易赤字であり，中国に対しては貿易黒字であるために，日本とのFTAは赤字を拡大させるだけで，不利益である，という重商主義的な考え方が広まっている。第三に，韓国が日本にたいして，農業部門の大胆な自由化（貿易実績ベースではなく，貿易品目でみて90%以上の自由化）を呼びかけているにもかかわらず日本がそれにのってこないことへの苛立ちがある。

(水準)では、日本との輸出、輸入、投資の関係が高いものの、将来を見据えて、日本から中国へと経済的な関係をシフトする機運が高まっている。中国はアセアン全体とのFTAの締結を目指し、日本はアセアン中所得国との二国間FTAの締結を優先させている。このような局面で、日本がアジア諸国とのFTAの締結に手間取るようだと、上述のようなアセアン+2(日本抜きのアジア自由貿易圏)の可能性が高まる。

日本抜きのブロック化は、アジアだけではなく、他の地域でも起こる可能性がある。EUの東方拡大は、EUの関税や社会制度一般を適用する国が増えることを意味していて、日本を差別する国が増える可能性すらある。(対日本のある品目の関税がEUよりも低い国がEUに参加すると、その関税をEU並みに引き上げることが求められる。)EUが対世界(とくに対日本)に対して、自動車や自動車部品などで、プラスの関税を維持していることは、EU拡大が日本に対して脅威であることを意味している。一般的にEU拡大、NAFTAの中米や南米への拡大は、世界のブロック化の危険を高めると同時に、日本が取り残される危険を高めることになる。

さらに、ブロック化ではないものの、二国間FTA拡大路線をとる国の増加も、日本への脅威である。とくに、タイ、シンガポール、オーストラリア、チリ、アメリカが二国間FTAに積極的に動いていることで、アジア・太平洋地域で、日本素通りのFTAのネットワークができる可能性もある。とくに、シンガポール、チリ、オーストラリアとの二国間FTAを締結したアメリカがつぎに韓国とのFTA交渉を開始した。アメリカ・韓国FTAは、両国と競合する製造業品が多い日本にとって大きな脅威となりうる。

日本は、これまで、細かな農業水産品目の利害にこだわるあまり、FTA交渉推進のためのタイミングを逃してきた。日本と韓国がFTA推進で協調ムードが高いときに交渉推進に手間取ったりしたこともその例である。メキシコで

は、フォックス大統領来日の際に締結できるはずだったが、メキシコが最後に要求したオレンジ・ジュースの低関税枠の輸出数量に合意できず、さらに6ヶ月の交渉を要した。アセアンとの交渉も、二国間を優先するという一方で、中国、韓国に遅れをとっている。タイとフィリピンとのFTAも、大筋合意から一年以上の正式の協定締結ができない、という異常な事態が続いている。遅れることの不利益が表面化するのには、時間の問題であろう。

#### IV-2. 「FTA 反対論」の検討

FTAを積極的に推進すべきである、という前節の議論に対しては、慎重であるべきだ、という反対論もある。第一に、FTAにより日本が関税を引き下げ、輸入割りあてや低関税枠を設けている品目について自由化することが、国内農林水産業に打撃を与えるので好ましくない、という反対論がある。農業には、環境を守るなどという「多面的機能」があり、また「食料安全保障」の立場から、国内農業を守ることは重要だ、という。この議論では、FTAでもWTOでも、農業の自由化には反対する、という立場である。第二に、FTAの推進がWTO推進を遅らせる、自由化はWTOの交渉を推進すべきである、という反対論がある。この立場は、本来は、WTOでの自由化が構わないが、FTAでの自由化には反対だ、という議論なので、本来は第一の理由と相容れない。

第一の国内の農業問題からFTAに反対する、という議論を考えてみよう。メキシコの場合でも明らかなように、FTAを締結しないことによる製造業や消費者の不利益は、締結することによる特定産業(多くの場合農林水産業)の不利益を大きく上回っている。したがって、FTA締結により不利益を被る産業に、時限はつけるものの、激変を緩和するための所得保障は、止むを得ない場合もある。しかし、基本的な方向は、FTAを推進する、という決断が重要である。農業部門における、輸入拡大反対のための議論、食料安全保障論・農業の多面的機能論へ

の反論は、本間論文にも紹介されているので、ここでは、詳しくは繰り返さない。簡単に触れておくと、「安全保障」では、食料だけの安全保障はあり得ない。本来の意味での安全保障が侵される状況、あるいは、政治的に世界的な孤立を招くようなことがあれば、食料の安全保障は守られなくなる。逆に、政治的な孤立さえなければ、食料の輸入だけが途絶える状況は考えにくい。重要なのは、食料の安定供給を確保する方法は、すべて自給することではなく、輸入先を分散する、備蓄をするなどの手段をとくことである。

さらに、農業を手厚く保護し続けることで、農業の競争力を妨げる効果も持ってきた。たとえば、コメの減反は、大規模化の妨げとなり、生産性の向上を妨げてきた。保護を継続すればするほど、将来の自由化の際のコストを高めている。

もちろん、農業の急激な開放は、農家に大きな打撃を与える可能性がある。しかし、農家の所得を補償しつつ、関税など国境措置を撤廃することは可能である。農業をより生産性の高い産業として育てるためには、株式会社の参入や農地の集約などによる生産性の向上が急務である。現在のままの制度が続いたとしても、農業は後継者不足でしだいに崩壊するか、WTOによる自由化（あるいは上限関税の導入）が実現することで、急速な崩壊を迎える可能性が高い。

第二のWTO優先論を考えてみよう。FTAに反対する意見のひとつに、FTAよりも、世界規模で自由化が進展するWTOを優先すべきである、という議論がある。この議論は、伝統的な貿易自由化を推進する欧米の学者（の一部）を、ここでは原理的自由化論者と呼ぶことにしよう。この立場の代表格は、コロンビア大学のバグワッティ教授である。原理的自由化論者は、FTAの拡散がWTOの交渉促進の阻害要因になる（スパゲッティ・ポウル化）、との立場をとり、FTA推進に対して否定的である。この原理的自由化論者は、貿易理論では貿易自由化（関税引き下げ、輸入数量割当ての廃止）は、た

とえ一方的自由化（相手の関税引き下げを待たずに、自らの関税引き下げ）でも経済の厚生を上昇させるのであるから賛成する。日本のFTA推進反対（慎重）派の人達が、WTOでの交渉を遅らせるのでFTAに反対である、という議論を展開することがあるが、これに対しては、次のような反批判を行うことができる。このようなWTO優先論を展開する人達は、WTOで積極的に日本が関税引き下げをカードで明示してWTOの議論をリードすることを提唱しているだろうか。日本がみずからの自由化をいとわず（あるいは上限関税提案に賛成する）、ことを提唱するのであれば、WTO優先によるFTA批判もわからなくもない。原理的自由化論者であるならば、FTAに反対すると同時に、日本が積極的に残りの関税引き下げに賛成する、という立場をとるはずである。しかし、FTAに反対するのに、WTOを持ち出す一方、WTOでは、農産品の関税引き下げに反対するのであれば、「WTO優先」は単なる口実（屁理屈）、ということになる。

WTO優先論にかなり近い立場に、日本がFTAを推進することは地域ブロック化を推進することになるので、WTOの精神に反するし、ブロックから阻害される国の厚生が下がることになるので、日本がこのようなFTA推進を率先して主張すべきではない、という立場がある。この主張は、FTAがまだ拡散していなかった20年前では、ある程度説得力を持つ議論であったかもしれない。日本が率先してアジアでFTA圏を作ろうとして、もしそれに成功してれば、世界の貿易のなかで、EUやNAFTAに対抗する経済圏として、重みをもってその後のWTOの議論にも影響を与えていたかもしれない。しかしながら、いま日本が置かれている立場というものは、アジア以外で、巨大な経済圏（EUやNAFTA、および二国間FTA網）ができつつあるときに、日本がその外にとどまり続けることの利益・不利益を考えなくては行けない、というものである。その意味で、日本がFTAに動けば世界のWTO推進に影響を与える、とい

う議論は、20-30年前には意味のあった議論だが、現代の状況ではまったく意味を失っている。

そもそも FTA は GATT 体制のもとでも、GATT24条で規定されて認められているわけであり、「実質的にすべての品目の自由化」が行われるのならば、WTO に反するわけではない。FTA をブロック化と位置づけるのであれば、日本がつまはじきになった世界のブロック化を傍観者のように見ているのか、みずからが国益を損なわないようにうまく立ち回るのか、という選択しかない。世界のブロック化を阻止して (EU の関税同盟を解散させ、NAFTA を解散させて、世界中すべての二国間 FTA に反対して) いく、という立場をとるならば別だが、その覚悟がなくして、日本の FTA 推進に、FTA 推進がブロック化を日本が推進するのは WTO 精神に反するというのは、日本のおかれていた立場を全く理解していない時代錯誤のものである。世界が「地域ブロック化」(仲間同士の深い統合) に向かっているときに、日本だけが、原理主義的自由化を観念的に振り回すのは、ほんの一部産業の、ごく短期的な利益にはなっても、国益にはならない。すでにブロック化して、日本を差別することで利益を得ている外国の一部の産業を利するだけである。

#### IV-3. 人の移動

フィリピンとの FTA 交渉、タイとの FTA 交渉のなかで、先方からの要求リストのなかに、日本で、外国人労働者を受け入れるように、という項目が入っていたことで、日本における「外国人労働者」の問題に焦点があつた。これまでの日本政府の外国人労働者に対する考え方の原則は、「高度な技術を持つ外国人は受け入れて、単純労働者は受け入れない」というものである。しかし、この原則は、4点ですでに破綻している。第一に、さまざまなエピソードを集約すると、留学・就学を隠れ蓑に単純労働者が大量に流入していると推察される。第二に、就労目的別の来日外国人でみると、12万人超(全体の80%あまり)が、「芸能」関係であり、医

療はわずか4人、などと、「高度な技術」からイメージする実態とは異なっている。「芸能」は、本来の趣旨は、たとえば、クラシックのコンサートを開くピアニストや、オーケストラ団員、であろうが、これが、極端に拡大解釈されてきた経緯がある。第三に、日系人(かつての移住者として南米等に渡った日本人を先祖にもつ子孫の子供たち)は、比較的容易に永住ビザが提供されてきたが、この日系人が日本に来てから作った家族の日本での技術習得、生活環境(特に子供たちの就学の問題)には問題がある。第四に、職業・職種は、高度な技術と単純労働に二分できるほど単純な問題ではない。

そもそも、アジアのなかでは、日本とシンガポールが世界でもトップ・テンに入るであろう高所得国・資本集約国であり、単純な経済的な比較優位の議論から考えると、日本、シンガポールは、労働力を輸入するか、労働力を求めて産業が海外進出することになる。日本国内ではとくに、生活支援サービス(医療、介護)が今後不足すると予想されている。

日本において、高賃金の就労機会があることは、低所得国の人達には魅力である。日本では今後少子高齢化で、労働力不足が予想される職種が多くある。このような状況で、頑なに外国人労働者を「高度な技術」に限定することは困難を伴う。留学・就学・芸能ビザが、じつは単純労働の隠れ蓑になっている部分があることは、この困難さを物語っている。正規ルートで、「高度技術」ではないにしても、ある程度の技術を持つ外国人労働者力に来日してもらって就労してもらうことが重要である。本音と建前を使い分けることは、様々な社会的、制度的、政治的矛盾を引き起こす。

このように考えてくると、広い意味の資格・技能を持ち、仕事や生活の遂行に不自由のない日本語を修得した外国人には、原則、日本での就労機会を与えることが、双方の利益になることがわかる。このためには、「就労可能な在留資格」を、大幅に拡大することが重要である。現在の27資格から、直ちに、少なくとも100程

度の資格を認定することができるのではないかと。すでに資格化されている、介護関係の職種、介護福祉士、ヘルパー1級、ヘルパー2級なども就労できる入国資格化すべきだし、それ以外にも、補助教員、保育士、ホーム・ヘルパー、秘書、システム・エンジニア、旋盤工など、さまざまな職種を就労可能な入国資格とすることが、日本経済活性化の上で重要である。

少子高齢化の進展のなかで需要が高まる職種、介護士、看護師、医師については、積極的に就労の機会を提供する。自由貿易協定の締結国からは、日本語の習得、国家資格取得を前提に、人数制限を付けずに外国人労働者に在留資格を与える。ただし、日本人では不足する労働者を一定数受け入れる、少子高齢化で不足する労働者を計算してその分を受け入れる、という発想はとらない。日本語と資格を条件に、後は、需要と供給が決めることである。

外国人労働を大幅に拡大することは、たんに今後、供給不足が見込まれる職種の、需給バランスを取り戻す以上の効果が期待できる。たとえば、周到に計画された外国人労働の導入は、現在は日本の少子高齢化に対する政策でも効果を持ちうる。さらに、今後、日本経済（日本人労働力）の「真の国際化」のために必要な人材、たとえば英語教師の拡充、英語環境で機能できる秘書、を受け入れることが重要である。

子供を生みたい夫婦が安心して、子育てができる環境を提供することが、少子高齢化対策の決め手になるはずである。子育てが、両親に金銭的な負担となるし、とくに母親のキャリア形成に不利に働くという問題を解決しないといけない。先進国のなかでは、日本だけが、女性の年齢別労働参加率の「M字曲線」（出産、育児の30歳代で労働参加率が減少する）がいまだに存在している。いかに、働く女性の出産、子育てに社会が無関心であったかがわかる。さらに、少子化が一般的になった現在は、両親（自分と夫の二組の両親、4人）の介護負担がのしかかる可能性もある。このように、仕事、子育て、両親介護をすべてこなしていくことを、それを

支援なしに、一人の女性に押し付けることは無理である。今後の少子高齢化のなかで、既婚女性、子育て世代の女性の労働参加は、日本経済活性化のために必要であり、そのための支援策の切り札が、外国人労働の拡大である。

たとえば、アメリカやシンガポールでは、共働き・子育て夫婦が、家事手伝い（住み込み、もしくは通い）を雇うことは、ごく当たり前に行われている。家事手伝いの多くが、外国人労働者、もしくは最近入国した移民労働者であることも良く知られて事実である。日本で家事手伝いが普及していないのは、供給が少ないために、そのサービス提供が非常に高価になっているためである。

また、介護についても介護保険の導入により、子供世代（といっても40歳代、50歳代の夫婦）の負担は軽減に向かっているが、今後の介護サービス利用の増加を考えると、介護に携わる人達の供給不足は明らかであろう。すでに、要支援、要介護1、のサービスについては、需要の急増により、その認定やサービス範囲を厳しくしよう、という方針が打ち出されている。これも、本末転倒であり、供給の拡大をはかるべきである。このような、今後の日本経済の活性化の妨げとなる非常に深刻な問題を解決するひとつの方法が、周到に準備された外国人労働者の導入である。

勿論、外国人労働者の導入にあたり、どのような資格や技能を認めるか、あるいは、時限をつけるか、永住を認めるかなどの問題はある。しかし、このまま就労を認める入国資格を極端に厳しいままにしておくことは、抜け道をつかった入国、不法滞在がますます増加することになる。これらの不法滞在の人達のサービスの質をコントロールする手段はない。むしろ、正規のルートを開設することでより安心なサービス提供者を得ることができるであろう。正規のビザ取得で、日本で働く外国人労働者は、同様の技能を持ち、同じような仕事をこなす日本人労働者と、賃金において差別されないようにする。外国において、日本語の学習機会を積極的に与

えることで、来日する時点で、すでに日本語に堪能であるような外国人の増加を図る。外国における日本語教育を振興する手段を考えることも重要かもしれない。

外国人の労働者拡大に対する反対論の第一は、外国人による犯罪の増加である。新聞等で報道される外国人による犯罪が、国民の間に、外国人労働者受け入れを躊躇させる要因のひとつになっている。凶悪犯罪の増加の背景には、留学生・就学生の急増、不法滞在者をチェックする仕組みの不備、不法就労をチェックする仕組みの不備、などが挙げられる。不法労働者の増加を防ぐため、入管制度と就労管理を一体化することが必要である。労働者の就労資格を、留学している教育機関、雇用する企業が定期的にチェックすることを義務付ける。違反企業・教育機関には罰金を科す。外国人犯罪者、不法就労外国人の罰金、刑罰などを強化する。

外国人留学生・就学生(以下、留学生と総称)が、ここ数年、急増(約2倍)したことで、学業に専念できない学生、もともと学業をする意欲もなく就労のための隠れ蓑として留学した者、などが多く含まれるようになったと推察される。留学生による凶悪犯罪も増加している。また、留学生を受け入れる大学の受け入れ態勢にも大きな差ができてきたことも間違いない。学習意欲、学習の前提となる基礎知識、学習の前提となる生活費の準備ができていない留学生には、留学ビザを出すべきではない。たとえ準備不足で来日しても、お互いに悪い印象を持ったまま留学を終えることになるからである。重要なのは、留学生の数の増加(たとえば、10万人計画という発想)ではなく、周到に準備の整った少数の留学生を受け入れることで、留学生と受け入れ教育機関、受け入れコミュニティー、すべてが満足のいく結果をだすことである。留学生には、少なくとも留学一年目には学業に専念し

てもらい、不法労働することがないようにチェックする体制を強化する。留学二年目以降は、成績と本人の希望のもとに、アルバイトを許可するが、就労実態について、常に大学、雇用主、入管が連絡をとりあう体制を構築する。不法労働の学生が多い学校には罰金を科す。また、二年目以降は、特に学業が優秀な留学生に与える奨学金を創設する(これには所得・資産のテストは課さない)。

#### IV-4. FTA 戦略の問題点

FTA のメリットは、理論的にも現実的にもはっきりしているのに、なぜ FTA 交渉に手間取るのだろうか。それは、日本が、FTA など、対外経済問題について、国益を考えて、省庁横断的に、トップダウンの決断をする体制になっていないからである。つまり、対外経済戦略の場合には、国益を重視して決断する司令塔が存在しない、ことが問題である。国内経済問題については、経済財政諮問会議が、省庁横断的に議論できる場である。しかしながら、対外経済問題には、このように大所高所から、議論する場がない。その結果、FTA に関係する省(外務省、経済産業省、財務省、農林水産省、厚生労働省)がすべて合意しないと、議論が進まない。アジアの FTA 交渉担当から聞く話では、アジアの国の交渉担当者が一人で、日本側の交渉担当者は4人、しかも4人の言うことが微妙に異なるので、交渉が進まない、という不満が多い。ひとつの省が反対したときに、それを他の省の交渉項目を使って、ギブ・アンド・テイクする、という交渉ができない、のが日本の FTA 交渉を遅くしている問題点である。国益から判断して、FTA の交渉の細部にわたるギブ・アンド・テイクの戦略を練る部署を、省庁を超える部署、つまり官邸に置くことが重要になる。

## V. 金融協力の戦略的地位

### V-1. なぜ金融協力が必要か

アジアにおける地域協力，とりわけ金融協力が進んだ大きなきっかけは，1997-98年のアジア通貨危機である。1997年7月にタイで発生した通貨危機は，12月までに，アジアのほとんどの国を巻き込んで，通貨の下落もしくは国内の金利の高騰などを引き起こした。多くの国で外貨準備を失う，あるいは，大きく通貨価値が下落したため，8月には，タイ，11月にはインドネシア，12月には韓国が，国際通貨基金（IMF）の外貨支援を中心とするプログラムを必要とするところまで追い込まれていた。韓国では，巨額の外貨準備を支援する12月5日のIMFパッケージにもかかわらず，外貨準備の減少，通貨の急落が止まらなかった。その結果，12月24日には，G7の金融当局により民間の銀行に対して韓国企業への貸し出しを維持するように，行政指導することでようやく通貨下落に歯止めがかかった。また，インドネシアでは，IMFのプログラムの履行をめぐる，インドネシア政府とIMFの対立がしだいに激しさを増し，スハルト大統領への信認がなくなり政治危機へと発展した。

このように金融危機がアジア地域全体に広がった原因は，決してアジア各国すべてが，危機におちいるような最悪のマクロ経済・金融状況にあったわけではない。タイで起きた通貨危機をそこで封じ込めることができなかったために，ほかの，比較的経済状態の良い国まで，危機が伝播していった，と考えられる。ひとつの国で危機が起きると，その国と貿易や資本で関係が深く，しかも地理的に隣接している国に対しては，投資や融資をしている金融機関が，リスクが高いと判断するようになる。これが危機の伝

播の仕組みである。

金融危機が地域的広がりを持ちやすいということは，危機対応のために，地域ぐるみの取り組みが必要であることを意味している。まず危機が起きないように，危機の予知・予防を地域ぐるみで取り組むことが重要だ。一国の危機に対しては，地域の各国が力（外貨支援など）をあわせて他国に広がらないようにすることが，自分の利益にもなる。このような認識から，アジア通貨危機以後の金融協力が推進されることになった。

### V-2. アジア通貨危機の教訓

アジア通貨危機の原因はこれまでも多く議論されてきたが，ここでは次の四点を挙げることにしたい<sup>8)</sup>。第一に，アジア諸国の多くが（シンガポールは例外），事実上のドル・ペッグを採用していた。そのため，アジア諸国の通貨は，ドルがほかの主要通貨（とくに円）に対して高くなると（円安・ドル高），アジア通貨も過大評価されて，輸出競争力を失う傾向が観察されていた。1995年春に，1ドル80円でピークをつけた円ではあるが，1995年から1997年にかけて減価を続けた。これが，アジア諸国の輸出競争力を低下させ，景気に引き下げ要因として働いていたといえる。さらに，事実上のドル・ペッグは，為替リスクについて海外投資家および借り入れる新興市場国の借り手（金融機関，企業，個人）が為替リスクを過小評価して，資本流入を過大にさせた可能性がある。

第二に新興市場国の金融機関は，短期でドル資金を借り入れ，長期資金として現地通貨で貸し出していた。これが，通貨と満期に関するダブル・ミスマッチと呼ばれる現象である。短期

8) アジア通貨危機については，伊藤隆敏（1999）を参照

のドル資金の返済要求（借り換え拒否）がおきたとき、借り手が支払うことが難しくなり、企業であれば倒産（そして銀行にとっての不良債権化）、銀行であれば中央銀行の流動性支援を仰ぐ事態となった。

第三に、金融機関は、ダブル・ミスマッチ問題だけではなく、財務、ガバナンス、そのほかに多くの問題を抱えていた。その結果、きわめて脆弱なバランス・シートを抱えていた。たとえば、韓国やインドネシアでは、金融機関が、企業グループの資金提供機関として機能しており（日本の戦前の財閥に似ている）、審査機能は有効には機能していなかった。

第四に、ここまで説明したような、マクロ経済的・金融的な問題に対して「監視する」システム（surveillance）が機能していなかったことである。IMFは、タイについては、通貨危機の危険があるとして、警告を発していたものの、インドネシアや韓国には、なんら警告を発していなかった。また、アジア地域のなかにも、とくに経済監視をするシステムはなかった。

このようなアジア通貨危機の教訓を生かすために、つぎのような課題が、検討されることとなった。第一に、危機の予知・予防である。第二に、予知・予防に失敗して、危機が起きてしまった場合の危機管理である。第一の予知・予防に関しては、どのような経済状態の時に危機が起きやすいのか、という傾向について、統計的な分析をすることが、主流となってきた。通貨危機の予知予防について、詳しくは、伊藤・織井（この号所収）を参照されたい。

危機が起きた場合の危機管理については、いくつかの側面がある。第一に、IMFは、危機におちいった国にたいして、十分な流動性（外貨）を支援することで、危機を收拾しようとすべきか（LLR対応）、それとも貸し手責任を問うようなプログラム（PSI対応）を持つべきかが問題となる。通貨危機が、経済の構造的な問題に起因するのではなく、短期的な流動性の問題であるならば、一時的な流動性不足を補うことで、危機は乗り切れるはずである。しかしな

がら、流動性の不足を常にIMFが穴埋めするようでは、貸しすぎ、借りすぎという問題は解決されないばかりか、さらにそのような安易が国際資本移動を助長するであろう。これが、リスクを軽視するモラル・ハザードである。また、しだいに国際資本移動が巨額になってきたため、いったん通貨危機が発生すると、IMFの提供できる資金では流動性不足をすべて穴埋めするのが難しい状況になってきた。これが、1994年のメキシコ危機、1997年のアジア通貨危機で問題になったことである。第二に、IMFはどのような「コンディショナリティー」をつけるべきか、という問題がある。通貨危機がその国の経済政策、経済構造に起因する場合には、政策転換や構造改革をおこなわないまま流動性支援をすることは、通貨危機を收拾しないばかりか、かえって事態を悪化させることになる。そこでIMFが流動性支援をする場合には、コンディショナリティー（借り入れ国が実行を約束する経済政策パッケージ）が重要になる。流動性支援と同時に、経済政策転換を約束することで、資金流出を防ぐ、というのが伝統的なIMFの考え方である。第三に、アジア地域のなかで、マクロ経済監視をどうしたらよいか、という問題提起が提起された。IMFがアジア諸国に課したコンディショナリティーが適切ではなかったのではないか、という問題が通貨危機の最中から提起されていた。おもな批判は、財政も金融も引き締めるという処方箋が、通貨危機に見舞われている国には、きつすぎるのではないかと、いうものである。とくに、財政については、ラテンアメリカのように財政赤字が通貨危機の大きな原因のひとつである場合には、財政引き締めが重要であるが、アジアのように財政はほぼ健全な国で、危機管理として財政引き締めを課すことが本当に投資家の信頼の回復につながるのか、という問題が指摘された。このように、IMFのアジア向け処方箋に疑問が呈されることから、アジア域内で有効な経済監視のメカニズムを構築すべきではないか、という指摘がされるようになった。

### V-3. チェンマイ・イニシアティブ

既に述べたように、民間の国際資本移動が巨額になるなかで、メキシコ通貨危機とアジア通貨危機の最中に、IMFが途上国の通貨危機支援にまわせる資金が十分ではないことが明らかになった。第一に、IMFが貸付にまわせる流動性が足りない、という「総額」の問題である。第二に、IMFから、個別国に貸せる支援額の上限は、個別国の出資額（quota）のあらかじめ決められた倍率で決まっている、という「出資額」の問題がある。メキシコ危機の場合にはIMFがメキシコの出資額の5倍まで貸付を行ったが、それでは到底必要な流動性の額に足りずに、アメリカの二国間支援を必要として。タイ危機の場合には、同様にIMFは、タイの出資額の5倍までの貸しつけと行ったが、それでは足りずに、日本を始めとするアジア諸国の支援が必要となった。さらに、韓国の場合には、この問題を解決すべく、出資額に関係なく巨額の資金を貸し付けられる仕組み（SRF）をつくり、実際に韓国の出資額の20倍までIMFが支援を約束した。

支援額が不足する、という問題については、タイ危機の直後の1997年8月末に日本が、アジアでお互いに支援する仕組みをタイ危機に対してつくったが、これをより制度化しようとして、「アジア通貨基金」という構想を提案した。しかし、これはアメリカ、中国、IMFの反対で実現しなかった。しかし、アジアの中での相互のハード・カレンシー流動性支援のために、何らかの仕組みを作ることが大切である、という認識は継続した。まず、日本独自の低金利融資枠を1998年に新宮沢構想として立ち上げた。短期資金と長期資金の融資枠を希望する国に対して設定することとした。つぎに、2000年のアジア開発銀行年次総会の折りに、アセアン+3（アセアン10カ国と日本、中国、韓国）の間で、流動性支援のための、通貨スワップ協定のネットワークをつくることで合意が成立した。この総会が開催されていた都市の名前にちなんで、チェンマイ・イニシアティブと呼ばれるようにな

った。その後2003年末までに、当初予定していたスワップ協定のネットワーク（アセアンのうちの規模の大きな5カ国と日中韓との間の二国間協定のネットワーク、およびアセアン10カ国間のマルチの協定）が作られた。

チェンマイ・イニシアティブの協定で決められている支援の上限額は、通貨危機におちいった国が必要とする額に比べると規模が小さく、危機の流動性の補完としては限度があることは明らかである。チェンマイ・イニシアティブは、当面IMFを補完するものと位置づけられており、スワップ協定に定められた額の10%の実行は二国間の決断で実行されるものの、残り90%の実行はIMFプログラムがある（または確実である）ことが条件となる。これはアセアン+3の枠組みでは、経済監視が十分には行われていない、ということがその背景にある。

2003年までに締結された通貨スワップの典型的事例は、日本がタイに対して、パーツと交換にドルを支援する、そして、3ヵ月後に反対取引する、という協定である。これは、片方向の協定であり、タイが日本に対して、ドルを支援することは想定されていなかった。例外的な協定として、日本と中国の間では、双方向であり、円と元のスワップとして契約されている。また、例外的な場合として、日本と韓国、日本とマレーシアとの間には、新宮沢構想のなかで設定された日本からの融資枠（IMF条項がない）を引き継いだことである。

このようなチェンマイ・イニシアティブによるスワップ協定は、2005年に見直しを開始することが決まった。第一の見直しのポイントは、IMFのプログラムを条件とする割合を90%から80%へ低下させることである。第二のポイントは規模の拡大と片方向の協定のいくつかを双方向にするというものである。第三のポイントは、いくつかの二国間協定の発動を同時に行えるようにすることで、通貨危機におちいった国への支援を同時に行えるようにする、というものである。

すこし、具体的に課題を検討してみよう。最

後に、韓国とマレーシアに対して提供していたIMF条項のない融資枠（新宮沢構想部分）を本体の協定に組み込むことである。

#### V-4. バスケット通貨体制

アジア通貨危機の原因のひとつに、ドル・ペッグの通貨体制の問題が指摘されてきたことはすでに説明したとおりである。アメリカとの経済的な結びつき（貿易シェア、資本・労働の移動）が圧倒的であるわけではないのに、ドルに通貨をペッグすることが、さまざまな問題を引き起こす可能性をもっている。アジアは、ドルの、いわゆる最適通貨圏には含まれていない<sup>9)</sup>。

将来の通貨危機を防ぐためにも、アジア諸国は、通貨体制は、より柔軟なものを採用することが重要である。これにかかわるひとつの提案が、バスケット通貨体制である。ドル・円・ユーロ、およびそのほか主要貿易相手国の加重平均の価値（バスケット価値）を中心レートとして、その周りに許容変動幅を設定する、というバスケット・バンド制度が、多くの国と貿易関係にあるアジアの国にとって適切である、と考えられる。より具体的にいうと、実質実効為替レートを安定的に変化させるようにしよう、という提案といってもよい。輸出競争力の急変を防ぐ、という利点がある。一方で、多少のマクロ・ショックは、許容変動幅のなかで吸収する。伸縮的ではあるものの、安定的な通貨体制である。適度の通貨リスクを許すことで、過剰な資本流入を防ぐことになる。これがひいては通貨の安定に寄与する。

アジア通貨危機以前でも、シンガポールは、宣言こそしないものの、バスケット通貨制度を採用していたことは、さまざまな実証分析から明らかにされている。また、アジア通貨危機以降では、通貨の動きから、韓国やタイがこのバスケット制度に移行したと思われる。

アジアにおけるバスケット制度では、次の3つの問題が課題である。第一に、円がバスケ

ットの中にはいり、アジア諸国との安定性を増すか、外にとどまり続けるか、という問題、第二に、アジア各国のバスケットを共通にすべきか否か、の問題、第三に、中国、マレーシア、香港は、ドル・ペッグを離れて、アジアのバスケットに参加するかどうか、の問題がある。本特集の小川論文はこのような問題のうち第一と第二の問題についての具体的な検討結果を示している。

#### V-5. アジア・ボンド市場振興

アジア通貨危機のひとつの教訓が、ダブル・ミスマッチという問題であった。通貨と満期のミスマッチである。途上国の政府、企業、金融機関が、自国通貨建ての長期国債・社債を発行できるようにになれば、ダブル・ミスマッチは解消される。通貨リスクは、投資家に移転され、満期のリスクは、長期投資の好む投資家（たとえば年金基金）によって吸収されることになる。

そもそも、アジア・ボンドとは、(1)アジアの政府・企業・金融機関が発行する、(2)アジア通貨建て債券で、(3)アジアの金融センターで発行、取引され、(4)主に、アジアの投資家によって購入される債券である。もちろん、この4条件のうちのいくつかは、満たされていないとしても、アジア・ボンドを呼ぶことはありえる。

現地通貨建ての長期債が投資家により購入されるためには、第一に、その国が長期的に安定的な経済成長を達成し、政治的リスクが小さいことが重要である。さらに、流動性のある流通市場が形成されていることが、投資家が安心して債券に投資するためには重要である。そこで、アジアに債券市場を育成する（発行量を増やし、流通市場を形成する）ために重要な政策課題を考えるのが、アジア・ボンド市場・イニシアティブであり、アジア・ボンド・ファンドである。前者は、アセアン+3の財務大臣会合のワーキング・グループができて、協力が進められている。後者は、アジア・太平洋地域の11の中央銀

9) 共通通貨バスケットについては、小川・川崎（2006）を参照

行の集まりである EMEAP（東アジア・オセアニア中央銀行役員会議）によって主導されて、アジアの政府・準政府の発行する債券に外貨準備の一部を投資している。アジア・ボンド・ファンド1（ABF1）では、アジアのドル建て国債・政府保証債に投資していたが、2003年から始まったアジア・ボンド・ファンド2（ABF2）では、アジアの現地通貨建て債券からなる投資信託を組成して、その債券ファンドに外貨準備を投資する一方、民間の投資も促すことを想定している。具体的に、二つのコンポーネントから構成される枠組みを作った。第一に、汎アジア債券インデックス・ファンド（Pan-Asian Bond Index Fund, PAIF），第二に、ファンド・オブ・ファンズ（Fund of Bond Funds, FoBF），である。ABF1が、ドル建て債券への投資であったのに対して、ABF2では、現地通貨建て債券に投資することで、アジア・ボンド振興の本来の意義により忠実なものとなった。

次にアジアの資本市場育成のための課題を考えてみよう。この課題は、円の国際化であるとか、アジアの地域協力というときに必ず議論されてきた長い歴史のある問題である。アジアの貯蓄が、いかにアジアの投資にまわるようにするかは、アジア地域全体にとって、重要な課題である。日本の投資家が、成長性の高いアジアの債券への投資が大きい、というのは不思議である。アルゼンチンのサムライ債（後に債務不履行）などが販売され、日本の投資家が買っているのに、アジアの債券が積極的に販売されていない、ということに問題がある。アジア通貨と円の連動性が高まり、アジアの高成長が見込めるなかで、日本人投資家が、アジア債券の投資信託を買うなり、アジア株の投資信託を買うといったことが、リスク・リターンを自然な行動になるはずではないのか。

問題は幾つかある。第一に、投資家に有効な情報が提供されていない。つまりアジアの国債や社債の格付けであるとか、会社情報というのが十分に行き渡っていない。第二に、取引コストというのが非常に高い。為替リスクを取る意

欲のある投資家にとっても、十分に注文出す手段が分かりにくい。これがもし東証でアジアの証券取引所に取引を取り次ぐ制度があれば違ってくるだろう。シンガポールやクアラルンプールの取引所と連携があって、東証で注文を出せる、円で買えるということになれば投資する環境はかなり改善されるであろう。シンガポール、シドニーは取引所同士の連携ができていて、お互いに自国の取引所で注文をだして、あとは取引所が相手の取引所にその注文を取り次ぐということになっている。なぜ、日本の証券取引所は海外との連携に消極的なのか。こんなことでは、日本の貯蓄がアジアにまわらない。今後のアジアの金融センターを巡る競争に負けてしまう。アジア・ボンドの普及には、日本の証券取引所の一層の国際化が求められている。

一方、発行体のほうは、少しずつではあるが、自国通貨の債券発行、外国の投資家向けの債券発行を始めている。韓国では中小企業向け債権を円建てで証券化して、一部信用補完のうえ日本の投資家に販売した。また、タイでは、日系の自動車メーカーがパーツ建て債を発行した。中国は、アジア開発銀行など国際金融機関には、人民元建ての起債を認めた。今後、このような発行が継続して行われるか、投資家が継続して関心を持つか、流通市場が整備されるか、が課題となる。

つぎに、アジア・ボンド構想と、バスケット通貨構想を組み合わせて、バスケット・ボンド構想を考えることができる。アジアの国が、そもそもそういうバスケット通貨にリンクしたような動きをするようになれば、彼らの国の投資家にとっては、その自分の通貨がバスケットにリンクしている、ではバスケット通貨建てで発行されている債券であれば為替リスクは少ない、と感じて投資する意欲が出てくるであろう。アジア企業が発行する債券（ボンド）について、米ドル建てでもない、円建てでもない、シンガポール・ダラー建てでもないものが考えられないか。アジア通貨単位（Asian Basket Currency）、つまり ABC 建てのボンドというものを出せる

ようにすれば，これは非常に，金融商品として魅力のあるものができる，と思われる。

アジアの財政当局が協力して，自国通貨建ての国債を抛出しあう特定目的会社を設立する。その国債のバスケットを資産の側にたてて，負債のほうでアジア・ボンドを発行するような会社である。発行を，ABC 建てのボンドとし，

その裏側に，それにマッチする国債を全部そろえておけば，資産と負債がマッチして，リスクがない。いわばカレンシー・ボード，あるいは投資信託みたいな形となる。いったん，そのような国債に裏打ちされたアジア・ボンドができれば，リスク・フリーのベンチマークができて，民間がABC 建てのボンドを発行しやすくなる。

## VI. まとめ

既存の文献の通説では，通貨の協力ができる前に，貿易の方の経済統合が進展するべきだ，という順序だて（sequencing）である。ところがアジアはどうもその順序が逆転しているようにみえる。むしろ貿易と投資の経済統合，あるいは，自由貿易地域（FTA）の構築の方が遅れているという現実がある。これは，アジア通貨危機が地域統合を促すきっかけであったことを考えると，理解できることであるが，金融協力のこれ以上の進展には，貿易や実体面の統合の進展が欠かせない。

アセアン諸国には勿論アセアン自由貿易地域（AFTA）があり，自由貿易へ向かって前進している筈だが，これもいくつかの障害（たとえば，マレーシアの自動車にかかる関税の撤廃が遅いことなど）が完全には取り除かれていない。一方，アセアン+1（アセアン+中国，アセアン+日本，アセアン+韓国）の交渉が進展し始めている。また，日本は，日本とアセアンの国との二国間自由貿易協定の進展を図っている。これらの自由貿易協定の組み合わせがやがてアセアン+3の貿易統合に発展するのであろうが，これらの交渉がどれくらい早く進むかが，金融協力にも影響を与える。

アジアの地域統合については，アメリカが反対するのではないか，という懸念を持つ人が多い。しかし，その懸念は，最近数年間のワシントンの考え方の変化を知らない人たちの議論である。たしかに，1980年代から1990年代にかけ

て，東アジア経済コーカス（EAEC）やアジア通貨基金構想に対して，アメリカが反対したところは記憶に新しい。また，日本の一部の政治家や官僚が，アメリカに気兼ねして，（アメリカが見解を出す前から）東アジアの統合に日本が積極的役割を果たすことに反対していた，つまり日本政府内で足を引っ張っていた，ということもある。

日本がアジア統合にはたす役割について，アメリカの態度が，ここ数年の間に，否定から，肯定に変化した理由は，ひとつには，アメリカ自身がNAFTAを構築したり，二国間FTAに積極的になることで，他国の地域統合への動きに対して文句を言える立場ではなくなったことが第一である。さらに，アメリカがアジアの地域統合に反対し続けたとしても，そして日本がそれに従順にしたがったとしても，アジアは中国を中心とする地域統合が実現してしまう，ということにアメリカが気がついたこともある。日本抜きで中国を中心とする地域統合と，日本が中国とバランスを保つようなリーダー役を保つ地域統合では，アメリカは，後者を選好している。

アセアン諸国は，日本と中国あるいは，アメリカやインドも含めて，先進国や大国の影響をうまく使いながら，一番いい条件をだしてくれるところと仲良くして行くことを目指している。国益の追求として，当然の判断であろう。日本がアセアンにとって魅力的であるというの

はどういう状況なのかというふうを考える必要がある。魅力ある日本とは、やはり経済成長している日本であり、健全な金融機関を持った日本であり、アジア製品を輸入してくれる日本である。日本にとっても、そのような強い日本は国益にかなうことである。昔（おおよそ10年くらい前まで）は、日本があまり強すぎると脅威に思われてよくない、といったようなニュアンスの議論があったかもしれない。しかし、今は全くそういうことはない。むしろ日本がどんどん強くなってやっぱりアジアを引っ張って行って欲しいといった声が、アジアでも聞かれるのである。

日本にとって戦略の構築というのは重要で、各省バラバラのメッセージをアジア諸国に対して発するという事は、非常に国益に反している。たとえば、農業問題で、どこまで譲れるのか、ということ、交渉に入る前に、日本国内で突き詰めるというのは重要だ。さらに、経済以外の点も非常に重要で、そういう文化あるいは放送通信といったところで、日本が積極的に、貢献しつつ、情報提供をおこなうといったことは非常に重要となる。この点では、NHKの国際放送の内容の精査も必要だ。「おかあさんと

一緒」を国際放送で流しているようでは、地域統合に日本が果たそうとしていることは見えない。また、日本の携帯電話がそのまま、アジアで使えるようになっていない、逆にアジアの人の携帯電話が日本では使えない（欧州では使える）ことも、日本がアジアではない、ということの象徴的な出来事である。アジアの国とは、羽田空港をつかった国際線を認める、ということも経済統合の深化のためには、非常に役立つ。あるいは教育もある。日本がアジアのなかの教育の中心であったのは、戦前のことである。英語と、経済学が重要になるに従って、アメリカ流の大学院（ビジネス・スクール、経済学）の影響が大きくなってきた。いま、アジアの国が急速に教育水準で追いついてきて、とくに英語での経済学教育やビジネス・スクールの誘致や建設では、日本を追い抜いてしまった国もある。将来、日本で教育をうけたアジアのリーダーが皆無になるであろう。日本のリーダーシップを考えるためには、日本における教育の改革が、非常に重要な問題である。このような、基本的なところから、アジアとの連携を見直していく必要がある。しかし、これらの問題は、将来の課題である。

## 参 考 文 献

- 伊藤隆敏（1999）、「アジア通貨危機とIMF」、『経済研究』、第50巻、第1号、1999年、68－93頁。
- 伊藤隆敏・織井啓介（2006）、「通貨危機の予知と予防」、本特集号。
- 浦田秀次郎（2006）、「日本のFTA戦略」、本特集号、所収。
- 浦田秀次郎、編著、（2002）、『FTAガイドブック』、ジェトロ。
- 浦田秀次郎・日本経済研究センター（2002）、『日本のFTA戦略』、日本経済新聞社。
- 小川英治（2006）「アジア通貨強調のためのバスケット通貨戦略」、本特集号、所収。
- 小川英治・川崎健太郎（2006）、「東アジアにおける共通通貨バスケット導入の可能性」、福田慎一・小川英治（編）、『国際金融システムの制度設計』、東京大学出版会、2006年。59－83頁。
- 木村福成・安藤光代（2006）、「国際的生産・流通ネットワークと新国際通商戦略」、本特集号、所収。
- 権赫旭、深尾京司、伊藤恵子、（2006）、「対日直接投資は日本の生産性向上をもたらすか？——『企業活動基本調査』個票データに基づく実証分析——」、本特集号。
- 内閣府（2005）、『日本、21世紀ビジョン』、内閣府。
- 本間正義（2006）「日本の農業と対外政策」、本

特集号，所収。

Bhagwati, Jagdish, 2002, *Free Trade Today*, Princeton University Press. (邦訳，北村行伸・妹尾美起，『自由貿易への道』，ダイヤモンド社，2004)

Krueger, Anne O. (1997). “Problems with Overlapping Free Trade Areas” in Ito, Takatoshi and Anne O. Krueger (eds.), *Regionalism versus Multilateral Trade Arrangements*, ” NBER-Chicago : University of Chicago Press.